

鳥取市輝く中山間地域創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市輝く中山間地域創出事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、次に掲げる取組を支援することにより、中山間地域の維持又は活性化による魅力ある地域づくりを図ることを目的として交付する。

- (1) 本市の中山間地域において、地域住民や団体等が自ら創意工夫を凝らして取り組む地域活性化計画の策定及び計画に基づくソフト事業の取組
- (2) むら(中山間地域の集落、任意団体等をいう。以下同じ)とまち(市街地の自治会、任意団体等をいう。以下同じ)、又はむら同士が相互に呼びかけるなどして、中山間地域の地域資源等を活用し、相互の連携と理解を図ることにより、相互の活性化につながる交流の取組

(対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表第1の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1の第3欄に掲げる経費とする。

(本補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費に別表第1の第4欄に掲げる率を乗じて得た額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第1の第5欄に掲げる額を上限とし、別表第1の第6欄に掲げる額以上の対象事業に限る。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、市民生活部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(審査)

第8条 審査は、審査会において行う。

- 2 審査会の設置及び審査方法については、市民生活部長が別に定めるものとする。

(交付決定の時期)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から14日以内に行うものとする。

(着手届を要しない場合)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1)本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2)事業の目的に影響を及ぼすと認められる変更

(実績報告の時期等)

第12条 規則第12条の規定による報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 里山交流促進モデル事業補助金交付要綱（平成22年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

| 1 補助事業 | 2 事業実施主体 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 上限 補助額 | 6 下限 補助額 |
|--|---|--|---------------|----------------|----------------|
| <p>(1) 計画策定</p> <p>地域住民や団体等が創意工夫を凝らして、中山間地域の活性化のために展開する地域活性化計画を策定する事業（ソフト）</p> | <p>鳥取市内の中山間地域で事業を実施する各種団体（集落、農業生産団体、各地域任意団体、NPO 法人等）。</p> <p>※ただし、実施主体が当該地域外に住所を有する場合は、事業を行う地域の関係者（地域コミュニティ・地域活動団体等）から、実施への理解を得ており、事業成果を関係者へ報告すること。</p> | <p>第1欄に掲げる事業の実施に要する以下の経費</p> <p>(1) 計画策定に係る報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費等</p> <p>※備品購入費は対象外</p> | 10 / 10 以内 | 100 千円 | 30 千円 |
| <p>(2) ソフト事業</p> <p>地域住民や団体等が創意工夫を凝らして中山間地域の活性化のために策定した計画に基づいて展開する事業（ソフト）</p> <p>過去に本事業による補助を受けた事業で、取組を発展・継続していくために新たに展開する事業を含む。</p> <p>ただし、当該事業年次を含めて3年次を限度とする。</p> | | <p>第1欄に掲げる事業の実施に要する以下の経費</p> <p>(1) 地域活性化事業に係る報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、概ね3万円以内の備品購入費等</p> | 4 / 5 以内 | 2,000 千円 | 100 千円 |
| <p>(3) 里山交流</p> <p>本市中山間地域の地域資源（人、物、自然）等を主体とした交流事業。ただし、既に定例的に実施されている事業を除く。</p> | | <p>第1欄に掲げる事業の実施に要する以下の経費</p> <p>(1) 交流に必要と認められる報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費等</p> <p>※備品購入費は対象外</p> | 10 / 10 以内 | 100 千円 | 30 千円 |